

山口労雇均発 1023 第 1 号
令和 2 年 10 月 23 日

山口県経営者協会 会長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長



「働き方改革推進支援助成金」の交付申請期限について（周知依頼）

日頃より、労働行政の推進に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、新型コロナウイルス感染症対策として設けられた「働き方改革推進支援助成金」職場意識改善特例コースの交付申請期限等が下記のとおり再延長されました。

つきましては、御多用のところ恐縮でございますが、本助成金職場意識改善特例コースの利用促進が図られるよう、別添リーフレットを御活用いただき、傘下企業の皆様に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、リーフレットの追加送付や電子データの送信を希望される場合は、担当までお申し付けください。

また、労働時間短縮・年休促進支援コースと勤務間インターバル導入コースにつきましては、多数の申請がありましたので 10 月 15 日で交付申請受付を終了しました。これら 2 コースのリーフレットは、お手数でございますが廃棄処分をお願いいたします。

記

1 再延長について

- ・ 交付申請期限：9 月 30 日→1 月 4 日まで延長
- ・ 事業実施期間：9 月 30 日→12 月 31 日まで延長
- ・ 支給申請期限：11 月 16 日→1 月 15 日まで延長

2 配布リーフレット

「働き方改革推進支援助成金」職場意識改善特例コースのご案内

5 部

お問い合わせ先

雇用環境・均等室【担当：鈴木】

TEL：083-995-0390 FAX：083-995-0389

E-mail：suzuki-ai@mhlw.go.jp